

八代市ケーブルテレビ料金の改定（平成 24 年 4 月～）

<改定の概要>

1. 坂本・東陽・泉地域の利用料・減免規定が統一されます。
 - ① 事業所加入者のケーブルテレビ利用料は月額 2,000 円に統一
 - ② 事業所加入者のケーブルテレビとインターネットの利用料セット割引は、無しで統一
 - ③ 地区集会所・公民館のケーブルテレビ利用料は月額 1,000 円減免で統一
2. インターネットの利用料が月額 1,000 円増額になります。
3. NHK受信料の免除を受けている世帯等のケーブルテレビ利用料の減免は、廃止になります。
4. 区域内に住民登録がない加入世帯で、月に 10 日以内のケーブルテレビ利用の場合の減免は、年額から月額に変更となります。
5. 坂本地域で規定がある「加入金」は廃止になります。

<新料金表>

利用料（月額）

区 分		新料金	備考
ケーブルテレビ	一般加入者	1,500 円	
	事業所加入者	2,000 円	
	生活保護世帯	0 円	
	世帯員の全員が 70 歳以上の世帯	500 円	
	又は一般加入者が 65 歳以上の単身世帯		
	年間収入が 90 万円未満の世帯	800 円	
	年間収入が 90 万円以上 120 万円未満の世帯		
	NHK受信料全額免除の世帯	1500 円	他の減免に該当する場合は支所総務振興課へ申請してください。
	NHK受信料半額免除の世帯	1500 円	
	世帯員の全員が月の初日から末日まで不在とする世帯	0 円	利用休止の届出をした場合
区域内に住民登録がない世帯で、月に 10 日以内の利用	800 円	月額	
地区集会所又は地区公民館	500 円	テレビがない場合は 0 円	
インターネット	一般加入者	2,500 円	
	事業所加入者	4,000 円	